

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 14 日

総務省消防庁国民保護・防災部参事官御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

ロープ式エレベーターにおける戸開走行に伴う挟まれ事故を
想定した救助活動対応に資する技術資料の周知について（依頼）

平素より建築行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

エレベーターの戸が開いたままかごが昇降する戸開走行事故については、平成 18 年 6 月の東京都港区における事故等を契機として、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工された新設エレベーターについて、戸開走行保護装置（以下「UCMP」という。）の設置が義務付けられたところです。

一方、同日前に設置されたエレベーターについては、全面的な撤去・新設を行う場合を除き、UCMP の設置義務の対象とされておらず、平成 24 年から令和 7 年までの間に戸開走行事故は 20 件発生しており、令和 6 年 1 月に宮城県仙台市内で発生した事故においては、利用者 2 名が重傷を負いました。

このような状況を踏まえ、今般、UCMP 未設置の既設ロープ式エレベーターにおいて、戸開走行に伴う挟まれ事故が発生した場合を想定し、救助機関が現場対応に当たって認識しておくべき事項及び留意事項を、貴庁にご協力いただきまして別添のとおり技術資料として取りまとめました。

つきましては、的確な救助対応につながるよう、貴庁のご協力の下、全国の消防本部に対して周知いただくとともに、研修又は訓練の機会等において適宜御活用いただくようお願いいたします。

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8126
